

もっと、利用者のサービス選択に役立つ 仕組みは何か？

代表理事 新津ふみ子

平成29年2月21日、内閣府規制改革推進室が主催する「公開ディスカッション」に、介護サービス評価制度関係団体として全国社会福祉協議会(第三者評価全国推進組織)と一般社団法人全国福祉サービス第三者評価調査者連絡会(第3連、第三者評価機関団体)が呼ばれました。その理由は、規制改革推進会議の「医療・介護・保育ワーキンググループ」が規制改革推進会議の新たな改革項目として、「利用者がサービスを選べるようにする情報開示と第三者評価」を取りあげたからです。その趣旨は「利用者が正しい情報をもとにサービスを選択できるように、現状の情報公開制度を見直す。第三者評価の受審率向上等のための検討を行う」です。第三者評価に関連する議題が中央官庁で初めて取りあげられ、第3連の会長として意見を言う機会を与えられました。議題は「介護サービスの提供と利用のあり方」であり、第三者評価の目的の一つである「福祉サービス第三者評価の受審結果が公表されることにより、結果として利用者の適切なサービス選択に資するための情報となること」、および介護サービス情報公表制度(介護保険制度)に焦点が当てられたのです。

●内閣府からの問題提起

〈問題の所在〉

平成27年度における介護サービス事業者の第三者評価受審率は、

特別養護老人ホームで6.41%

訪問介護で0.29%

通所介護で0.58%

介護サービスの利用者に対するアンケートでも、

「第三者評価の結果を参照した」は回答者の8.8%にとどまっている

との報告がある[公正取引委員会「介護分野に関する調査報告書」(平成28年9月)90頁]。

↓

介護事業者における評価受審率は非常に低く、利用者等においても、事業者選択にあたって評価結果が参照されていないとの指摘がある。

〈論点〉

まず、どのようなサービスがあるのか？を知る(「情報公表制度」)。

次に、各事業者・施設のサービスの「質」を知る。

#利用者の事業者選択にとって、参考になる「第三者評価制度」とその「評価項目」とはどんなものか？

#その評価結果を、利用者(必ず)見てもらう仕組みはあるか？

#第三者評価の受審を「義務化」することに意味はあるか？

●ワーキンググループ座長からの議論のポイント

「もっと、利用者のサービス選択に役立つ仕組みは何か」

介護サービスを選択できるようにするためには、利用者(わかりやすく使いやすい情報・評価ツールが必要ではないか。

⇒利用者目線で「選択可能化」に必要な情報提供・評価の在り方を議論

●ディスカッションの参加者

第三者評価事業の関係者として、全社協と第3連が呼ばれ活動状況と課題を報告し、厚労省老健局から第三者評価制度・情報公表制度についてその概要や内容の説明がありました。

●ディスカッションからの学び

1. 総合的な感想

参加者の報告を受けてワーキンググループの委員から質問と提案があり、それに厚労省が答えるというディスカッションで、議論まではとても届きませんでした。実は、はじめは委員の人たちが第三者評価を知らなすぎる、評価結果を読んだことがあるのかと思いましたが、すべては第三者評価制度が知られていないこと、言い換えれば制度としての取り組みの弱さがあることを確認するディスカッションでした。福祉分野の人たちとの交流が多く、また第三者評価に必死に取り組んでいるので、何やら“普通の社会”の感じをもてていなかったのです。私は委員の意見を聞き、他分野の専門家すなわち外からの視点、その価値を感じ、第三者評価の役割、価値について改めて考えさせられました。学びの機会であり、明日に向かう課題を考える機会になりました。

2. 利用者がサービスを選択することに資する視点から

①介護サービスの情報公表制度から

48号の ガイド

1～3P:もっと、利用者のサービス選択に役立つ仕組みは何か？

3～5P:東日本大震災・現地レポート in 釜石(第18弾)

5P:3月内部研修会報告

6P:荒木創君にお礼を/荒木君を偲んで

◆『厚生福祉』第6287号(2016年11月29日発行)の巻頭言「優生思想」を執筆者の齋藤芳雄さんからご提供いただきましたので会報に同封します。(編)

選ぶためには、サービスを知っていなければならないのですが、介護サービスの情報公表制度も含め本当に知られていません。わかりにくい、手に入りにくいという点に関する対策として、厚労省の担当課から、今後の情報公開制度の見直しの方向性として、情報公表システムのリニューアルに取り組む方針が語られました。今後の取り組みとして、

● 事業者を選択しているのはだれか(利用者、家族、ケアマネジャー、等)

● 選択している者が、事業者の選択基準としている公表情報は何か、等

について調査研究をし、選択している者それぞれの視点に立って見せ方を改善する、という内容でした。大いに期待します。

委員からは、専門家が見る部分、そして一般の人が活用できるための対策として、ウェブサイト「ぐるなび」にやらせたほうがよいのではないかという意見がありました。わかりやすさ、手に入りやすさという点、利用者目線から、一般市場の取り組みを参考にしているかどうかという提案でしょうか。介護サービスは、日常的な普通の生活に即必要なサービスではなく、問題が発生したときに気がつくという特徴があり、また、問題の背景は多様です。アセスメントによりニーズを分析し、より適切な対応を目的としたサービスの提供が求められるので、専門家の関与が必要になります。現状では、サービスの存在を示す事前の広報として、自治体の広報誌やホームページがあり、相談機関・窓口として地域包括支援センター、居宅介護支援事業所等になります。相談機能の充実の基本ですが、市民レベルで簡単に入手できるシステムとその周知の重要性を改めて認識したところです。実は、福祉分野でも事業所の情報を利用者へ提供するウェブサイトは多様にあります。そして、あるウェブサイトの場合は、このサイトを通して紹介された場合は、紹介料を支払うとのこと。福祉分野をめぐる多様性は今後も拡大すると思います。

実は、第三者評価受審のインセンティブの一つとして、介護サービスの情報の公表制度の積極的な活用についても委員から提案がありました。受審事業所、未受審事業所の区別をわかりやすく、目立つように工夫をしてはどうか、強調してはどうかという内容です。これもありうると思いました。受審の有無の公表は即座に対応できそうですが、わかりやすさから考えると評価結果、その内容の公表についてはむずかしいだろうなあ、と思いました。厚労省は、指示があればその方向で考えたいとの意向でした。

②第三者評価事業から

第三者評価に関する公表に関し、委員からはわかりやすさ、手に入りやすさという視点からの意見として、私に関心をもった内容は特段ありませんでした。以下は当日、私の意見として話した内容です。

利用者がサービスを選ぶときの情報という意味では、情報の公表のほうが適切ではないかと考えることがあります。なぜならば、事業所の概要すなわちストラクチャー部分の公表になりますので、利用者の方はわかりやすいのだろうと思っています。

しかし、第三者評価の価値は、利用者の権利を守ること等、サービスの質を課題にしています。評価では、たとえば利用者への面接があり、気持ちや意向をていねいに聞くわけです。このようなプロセスを経て結果を出します。利用者は評

価者に気持ちを話す、サービスを利用してその評価を語るわけです。これは利用者の権利です。だから、やはり事業所自らが開示していく、ホームページなんかも充実していますので、いろんな方法で公表していくことだと思います。それで、非常に遠い話かもしれませんが、事業者が自ら公表していくことが地域住民にとり、近所の人たちにとり、おおいに影響を与えていくのではないかと考えています。

一つの例になりますが、第三者評価の受審結果を報告会というかたちで事業者が計画します。そのときに、地域の住民の方や家族の方などに参加してもらって、結果の報告会をします。このように自分たちの支援内容や改善点などを事業者自らが公表していくことで、ひいては利用者の権利が保障され、サービスを選ぶことにつながるのではないかと感じますが、これは遠い話でしょうか。

*

ちなみに、第三者評価の目的と必要性について、テキスト「福祉サービスの第三者評価受け方・活かし方」(全国社会福祉協議会)では、以下のように説明し、研修等で活用しています。

- 福祉サービスの質にかかわる取り組みや成果(よいところ)などを明らかにします。
- 福祉サービスの具体的な改善点を明らかにし、質の向上に結びつけます。
- 利用者の適切な福祉サービスの選択に資する情報になります。
- 利用者や家族、地域への説明責任を果たし、信頼を高めます。

3. 第三者評価の受審率の低さと義務化の視点から

委員からは、以下のような意見がありました。

● 受審率10%に満たないのではもうやめてしまってもよいのではないかと、民間の「ぐるなび」みたいなサイトが出てくるのを待ったほうがよほど役に立つのでは。続けるのであれば目標の受審率を決めること。

● メリットがあるから受けるというかたちにしなければいけない。メリットをどう出すか。評価機関が多すぎて正しさに疑問、抜本的な見直しが必要。評価機関のレベルの向上とメリットをどう出すのか、両方から検討することが必要である。

これらの意見・提案に対し厚労省は、都道府県を通じて制度の趣旨とともに前年度以上に受審率が上まわることを伝える、介護サービス情報公表制度との連携、受審促進に向けた事業者にとってのインセンティブのための方策を検討したい、という意向がありました。

第三者評価は、受審した事業所からはサービスの質の向上、改善に資する制度として評価されていますが、確かに制度としては、メリットやインセンティブについての検討は課題です。東京都だけは、入所施設と保育所関係施設には受審費用60万円の補助、および3年ごとに受審しない場合は運営補助金を減額、そして在宅サービスに対しては、都・区市町村から受審費用を補助しています。受審費用が無料であること、そして運営補助金が得られること、すなわち金銭的な負担はなくまた補助金が得られるというインセンティブがあり、入所・施設系サービスの受審率は高い結果です。

当法人は、東京都以外の道県で毎年13~15事業所からの受審依頼があり、これまで10法人から依頼がありました。

東日本大震災・現地レポート in 釜石（第18弾）

（特養）あいぜんの里
施設長 古川明良さん

今後の広がりも見通せます。これらの法人は、受審費用と交通費を自己負担しています。経営層のサービスの質の向上に取り組む受審動機の高さがあり、改善に活用しています。当法人として、「利用者本位」を軸に据え、揺るぎのない評価をしてきました。このような法人との付き合いから（依頼事業所に恵まれていたのです）、これまでインセンティブについては考えないで済んだのかもしれませんが、また、福祉・介護サービスの質の評価に関する法令上の規定では、「社会福祉法」（第七十八条等）において、福祉・介護サービスの質の評価について努力義務を規定し、「社会福祉事業の経営者は、自らその提供する福祉サービスの質の評価を行うこと（以下削除）」としています。また「老人福祉法」「介護保険法」においても同様の規定があります。利用者は受け身であり、自然に弱者の立場になります。支援・サービスについても評価をすることはむずかしく、意見を語ることを躊躇または表現できない状況にあります。福祉サービス事業者はこのような現場で事業・活動をしているので、自らを評価することが必要だと考えています。自らの取り組むことに価値があるのだと。また義務化により、受審動機に影響を与え改善への取り組みが促進されなくなるのではないかと気にしていました。

でも、全国の福祉サービス事業者を対象にして受審率を高めなければなりません。インセンティブは課題なのですね。

最後に義務化の問題です。高齢分野に加え、障害分野も情報の公表制度が開始されます。また、放課後デイサービスは自己評価が義務化されるようです。このような変化をみると、まずは自己評価からの義務化になるのでしょうか。

第三者評価機関の質の問題は、委員からも提起されました。機関数が多いことは標準化をはかることを困難にしています。本当に課題です。

4. 第3連の課題

当法人としては、法人内の第三者評価の実施に留まらず、第3連の活動にも積極的に参加してゆくことを提案します。

- ① 受審事業所への報告会を充実させ、職員のみではなく利用者・保護者、そして地域を巻き込んだ報告会の提案・計画を充実させる。
- ② 利用者・家族の団体と協同して学習会やシンポジウムを開催し、サービスの選択の視点から、第三者評価の説明や活用に取り組む。
- ③ 自己評価が推進されると想定し、適切な自己評価とその活用に向けて支援を検討する。
- ④ 評価調査者の質の向上に向けた、講師の育成と研修会の実施。

評価機関数の多さについては、制度上の課題であり厚労省の決断が必要になります。大いに期待しています。公開ディスカッションに参加できたこと、大いに学べたことに感謝します。

*

最後に“長渕剛”で締めます。30代後半厳しさから立ち上がったころの歌、言葉です。第三者評価の次なる時代に立ち向かいます。

こんなどしゃぶりの雨の日だからこそ
傘を捨てて濡れた土の上を歩いてみようと思った
身をすててこそ 俺は明日へ向かうから

前回号で『これからは年1回の現地レポートに変更させていただきます』と報告しましたが、その第一弾が今回のレポートです。あらためて、思い先行型の稚拙な文章で大変ご迷惑をおかけしますが、お付き合いをよろしくお願いいたします。

そこで今回は、震災から6年を経てもなお日常が「有事的立場」（個人的見解）にあり、戦後70年以上ものあいだ戦争がなく平和である現在の日本の国のありようを、震災復興現場から私なりに俯瞰してみたとき、いま復興現場で起きている現実は何に由来するのか、また、国内外のさまざまな出来事は今後どんな変化を日本全体にもたらそうとしているのか。そして、「日本の超少子高齢化は世界最先端の出来事」といわれるなか、過去のレポートでも触れた釜石の、さらにその先をいく超超少子高齢化はたびたび紹介してきましたが、この現状認識を踏まえて公私にわたる危機管理に思い至ったとき、その疑問を解き明かす手立てになるのではと考えて読み直した本が次に紹介する本です。

これは、大東亜戦争史上の失敗を社会科学的に見直し、その敗北の実態を明らかにして敗戦という悲惨な経験のうえに築かれた「平和と繁栄」を享受してきた私たちの世代に問いかけたものです。本の名前は、『失敗の本質—日本軍の組織論的研究』（中公文庫、1991）で、そのなかにまとめとして要約された一文がありますので抜粋して紹介します。

「ノモハンから沖縄までの六つの負け戦に表出した日本軍の失敗の要因を戦略と組織という二つの次元から検討を加えたが、今それらを要約的に示せば……しかし、注目すべき点は、こうした戦略と組織のさまざまな特性が個々に無関係に存在するのではなく、それぞれの特性の間に一定の相互関係が存在するという点である。日本軍の例で見ると、目的の不明確さは、短期決戦志向と関係があるし、また戦略策定における帰納法的方法とも関連性を持っている。明確なグランド・デザインがない場合には、戦略オプションも限定された範囲のなかでしか生まれてこない。短期決戦志向や全体としての戦略目的が明確でないとするれば、バランスのとれた兵器体系は生まれにくいであろう。それはまた、組織の目標と構造の変化を行なうダブル・ループ学習を制約することにつながる。人的ネットワークを中心とする集団主義的な組織構造は、人間関係重視の属人的統合を生み出すし、業績評価においても、結果よりも動機や取組精神を重んじることになるだろう」

いま、マスコミを賑わしている「東芝問題」「豊洲問題」および「森友学園問題」にも良し悪しは別にして、相通じる面と歴史を紡いでいきたいかにも日本的思考体質が内在していると心底思います。現在の怪しげ

な「この国のかたち」を考え、それぞれの危機管理の一助に是非この本を一読願いたいと思います。

本題に移り、釜石市の現在の復興の現状を報告します。人口は36,183人（震災後、3,216人減）。死者は888人、不明者152人、関連死105人です。また、震災後整備されたインフラは「防災集団移転促進事業」11団地・135区画で未整備が35区画。「漁業集落防災機能強化事業」10地区・87区画で未整備が42区画。「土地区画整理事業」、4地区で107.5ヘクタール。高速道整備は三陸沿岸道路と秋田釜石道路の釜石エリア分は2019年度までには完成予定、JR山田線は三陸鉄道への運営移管で釜石エリアは2018年度完成予定です。また、中心市街地は東部地区を復興計画でフロントプロジェクト1（FP1）「商業と賑わいの拠点」と位置づけイオンタウン、飲食店街（「釜石漁火酒場かまりば）、ミッフィーカフェ、多目的集会施設「チームスマイル・釜石PIT」、更には今年10月に「釜石市民ホール」が完成。イオンモール本体以外はすべて公共投資で賄われていて、市民の一部には後年の負担を懸念する声があります。

そのうえ、わが生まれ里の鵜住居地区には東北地区から唯一選ばれた2019年ラグビーワールドカップ開催



2015.5 JR山田線から大槌町方面



2017.3 JR山田線から大槌方面

※復興高層復興住宅や一戸建住宅一部完成、小中学校一貫校完成が見えるが、「まちづくりへの本格化はいかに」と思え、寂寥とした光景に私は感じられる。

（9月～10月予定で約7週間、全国12都市で48試合を実施）の釜石会場整備に向けて、「釜石鵜住居復興スタジアム（仮称）」建設が今年6月から本格工事化されます。また、復興の希望の光となるといわれている鵜住居小学校と釜石東中学校の小中一貫校が海拔15～26メートルの高台に3月15日に完成し、4月から新校舎で授業が再開されます（下の鵜住居地区風景は、一昨年と今年を比較した「定点観測写真」です）。

*

最後に、『岩手日報』の「点検復興計画（2017.2.7掲載）」に担当記者が書いた「視点」を紹介して今回のレポートとします。

2016年度は災害公営住宅や商業施設の整備により、新たなまちづくりが進んだ。一方、計画の遅れや見直しで、生活再建の足踏みを余儀なくされた住民もいる。一人ひとりが復興を実感するためにも、住宅再建とそれに伴う新しいコミュニティの構築は加速させなければならない。

公共施設、商業施設が集まる中心市街地は、にぎわいを持続させる方法を探っていく必要がある。今後、復興工事の作業員の減少などで集客はむずかしさを増し、維持管理のあり方も課題だ。釜石のまちを活気づ



2015.5 鵜住居小中学校一貫校造成中



2017.3 鵜住居小中学校一貫校完成

けるエリアとして、各施設が連携し、官民一体となつて、市民の居場所としての意識を根づかせてほしい。

地域としての復興が優先されがちになり、個人の問題が忘れられてはならない。住宅再建や生活基盤整備において、高齢化や資金難、後継者不足などの現実的な課題も多い。急ピッチでハード整備が進む中、「復興から取り残されている」と感じる住民が生じないよう一人ひとりに寄り添った継続的な支援が求められる。(釜石支局・菊池瞳)

【追伸】

平成23年(2011年)3月11日に発災した東日本大震災については、専門家から素人までさまざまな方々が多様に分析して報告していますが、私自身は震災前からすでに予知的自然現象が発信されていたと確信しています。

その一つが、以前のレポートにも書きました震災関連死(105人の1人)で亡くなった父との会話によく出た地元漁師のなかで言い伝えられている「大津波の前には必ず時期外れの鯛の豊漁がある」の言葉です。今回も震災前の前年の暮れから異常なほど鯛が時期外れで豊漁であったからです。ちなみに、この超常現象は明治29年や昭和8年の三陸大海嘯(大津波)でもあったと記録に残されています。

なお、さらなる私ごとの報告となりますが、90歳の卒寿の祝いを目前に元気で過ごしていた父が亡くなって丸6年の歳月が経ち、3月12日(土)に七回忌法要を家族と本家のみの近親者で営みました。その際に住職から法話があり、七回忌がもつ意味を語っていただきました。

「故人がなくなって丸6年目に故人は独り立ちして阿闍(アシュク)如来の導きにより菩提心を起こし悟りの道へ精進することを促す意味があり、家族・親せきなどが集まって法要を営むことで故人にその本格的旅立ちを応援するのが七回忌法要です」との意味だそうです。その際、平成18年2月18日(土)に交通事故で先立っていた母(寺に「御詠歌」などで協力)のことも語っていただき、終わりには住職自ら本堂にこだまする澄み切った声で御詠歌を唄ってくださり、その言葉の意味と心づかいに思わず涙してしまいました。この七回忌法要を執り行ったことで父に関しては何か一区切りがついたような思いでいます。

3月内部研修会報告

3月15日(水)、本会会員で東洋大学ライフデザイン学部准教授の高野龍昭さんを講師に迎え、内部研修会を行いました。すでに会員の皆様にはお知らせしておりましたとおり、テーマは「最新の社会保障・介護保険の動向」です。講師の高野さんは、社会保障とあわせて介護保険を論じられる数少ない研究者の一人です。そのため参加者は、年度末の繁忙期にもかかわらず、非会員2名を含む18名でした。時間は講義が90分、質疑応答30分の計120分です。裏づけを示す資料

が豊富で、言語明瞭、舌鋒鋭くの感想がびつたり講義でした。特に、団塊の世代である私にとって印象に残った事柄を以下に紹介します。

すでに特養入所申込者の要介護度は原則3以上に、1割とされていた利用者負担も、一定以上の所得がある入所者では2割になっています。この結果、ユニット個室の特養では1か月の利用負担額が24万円になった利用者もあり、支払いに困窮する人も出てきているようです。また、政治家や一部知識人が発する特養のベッド不足の声は相変わらずですが、その一方で、職員の確保困難だけでなく、「入所対象となる高齢者がいない」状態が報じられるようになりました。私自身も第三者評価やセミナーで、「書類上の待機者は多いが、真の待機者はその1割程度」「実は待機者がいない」、はては東京23区の周辺に隣接する施設担当者から「23区に営業に行き3名の希望者を確保できた」等の声を聞きます。これらの状態が生じている理由と、今後の社会保障制度が「目から鱗」状態で見えてきました。

よくいわれている「2025年問題」は、団塊の世代が後期高齢者の仲間入りすることで起こりうる事態を予測し、それに備えて介護保険を持続可能な制度に見直すというものです。高野さんは、これに加えて「2040年問題」を具体的に示されました。すなわち、

- ・第2次ベビーブーム世代(団塊ジュニア)が65歳に到達し、生産年齢人口(=労働力)が減少する。その結果、社会保障の支え手が減少し、経済の衰退も予測される。
- ・第1次ベビーブーム世代が90歳代後半となり、医療・介護ニーズも一層大きくなる。
- ・「第3次ベビーブーム」は来なかった(団塊ジュニア世代は出産適齢期を過ぎつつある)ので、2040年代以降の「支え手」不足が明白になった。

というものです。そして国は、「地域包括ケアシステム」を推し進めようとしているが、社会保障制度の根幹をなす人口構成と将来予測が市町村によって大きな差があるため、各市町村で制度政策を推し進めざるを得ないというのです。つまりこれまでの役所の横並びではなく、市町村ごとで差が生じてくる時代が来たということです。また、介護保険制度の課題は、増え続ける「給付費」に、押さえたい「財源」の構造となり、給付に「効果」と「根拠」がいままで以上に求められることが予測されます。

介護現場に求められるサービスとしては、「看取り」「認知症」は当然になります。そして団塊世代の私は平均余命から推測すると、100歳まで生きることを前提に生涯設計を組み直す必要があります。高野さんが会員であることをよいことに大変な「薄謝」で、私個人としても大変多くの示唆を得ることができた研修会でした。

(文責：鳥海)



荒木創君にお礼を

新津ふみ子

荒木君、本当にありがとうございました。

あなたは、実にソーシャルワーカーでした。

当法人の第三者評価のフォーマットの作成や職員自己評価と利用者調査の集計を主に担当してくれました。このような役割のなかで、職員の自己評価や回収した利用者アンケート調査に記載されたコメントを打ち込みながら、事業所の特徴や利用者の嘆き、気持ちを察していたのではないかと思います。ときどき気になるコメントがあると、評価責任者である私に意見を求めてきます。私は、なぜ荒木君が気になっているのか、と考えながらも、疲れているときにはその気分で適当な相槌を打っていました。でもだんだんと、荒木君の気持ちがわかってきたのです。荒木という人間として、気になる内容であり、第三者評価を通して改善への取り組みの後押しをしてほしい、影響を与えてほしいという思いがあったのではないのでしょうか。事業所を訪問して評価を担当する私たちへのメッセージです。

あなたは、実にソーシャルワーカーでした。

＊

12月28日、御用納め、でも最後の日になりましたね。あなたはいつになく、とても明るく。そして会話は確か、ワインやチーズに関する話題でしたが、物知り荒木君であり、教養に満ちていました。焼酎もいつになく多めに飲んでくれ、一升瓶が空いたのでもうれしくなりました。

もうこの世では会えませんが、当法人の軸である「利用者本位」の第三者評価をこれからもしっかりと続けて行きます。天国で見ているね。本当にありがとう。

＊

報告です。荒木さんとはフェイスブック(Facebook)仲間でした。2月20日のフェイスブックに高校の同級生から情報提供がありました。荒木さんのお母さんからの返信が掲載されていましたので紹介します。「わが家はカトリックで、埋葬は5月に海洋散骨します」とありました。

5月が来たら、海を見て“荒木くーん”と叫ぼうと思っています。



荒木君を偲んで

鳥海房枝

荒木君「急逝の報」は昨年12月31日の朝刊で知りました。その3日前の28日、世の中にならいメイアイヘルプユードでも仕事納めの宴を開きました。そのときの荒木君は、焼酎の一升瓶を抱えて嬉しそうに豪快に飲み、食べていました。そして後片づけまで付き合ってくれ、帰りの電車を降りるときに「よいお年を、来年もよろしく」の言葉で別れたのです。

新聞記事を目にして、本当？ あ、荒木君？ そして頭の中が真っ白、といった思いでした。年明け早々に代表からお母様に連絡を差し上げ、その後に理事・会員の皆様に訃報のメールをしました。そして1月中旬、「荒木さんにお世話になったので、連絡先を教えてください」という問い合わせが、北区事業団の清田さんから入りました。清田さんは北区事業団の福祉作業所に長年勤務されており、「荒木さんには作業所の行事開催時のボランティアだけでなく、東日本大震災の被災地にも定期的に訪れていた」そうです。

3月3日、清田さんもお誘いして「荒木さんを偲ぶ会」を開催しました。会の初めに写真を撮り忘れ、参加者の半数が帰ってから撮影したのがこの1枚です。雰囲気は伝わるといいます。このとき清田さんは、有志で宮城、福島、岩手の被災地へ毎月ボランティアに行っていたこと、そのときの荒木君の様子を写真持参で伝えてくれました。被災者の方から荒木君は「はじめちゃん」「トロさん」と呼ばれて頼りにされていたそうです。被災地での荒木君の表情は、事務所でパソコンに向かっているときとは別人です。そして、力仕事をしている様子とは別に、笑顔千両の顔やおなか一杯幸せふうの顔もあります。その中から、素敵で表情の荒木君の1枚をお届けします。

現在は第三者評価結果の納品もようやく目途がつき、少しホッとしています。でも荒木君がいなくなった1月早々からの、データ入力には皆で何とかしなければならぬ状態になり、私も本当に少しばかり携わりました。携わって気づかされたこと、それはいかに荒木君にお任せで「おんぶにだっこ」状態であったかということです。荒木君、本当にお世話になりました。ありがとうございました。新しい年度を迎えて課題は山積みですが、会員の皆様のご協力をいただいで何とか乗り切りたいと思っています。見守っててください。

この頁の上部の背景にある写真は、2011年10月30日、宮城県石巻市で倒壊した住宅の屋根がわら卸しボランティア(屋根瓦を新しい住宅に使いたいという方の願いをかなえるための)活動の合間の休憩時のものです(笑顔の荒木君を切り抜いてあります)。また、左下は3月3日の「偲ぶ会」の集合写真で、正面奥に遺影が飾られています。

みなさまからの
社会福祉情報お待ちしております。(編)

メールアドレス: smile-npo@smile.meiai.org

*HPアドレス: www.meial.org/

〒141-0031 東京都品川区西五反田2-31-9
シーバード五反田401
(03)3494-9033
NPO法人メイアイヘルプユード